一時滞在施設への帰宅困難者の受入れに関する協定

千葉市（以下「甲」という。）とＪＦＥスチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）（以下「乙」という。）は、令和６年３月２７日付けにて甲乙締結した「千葉市とＪＦＥスチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）との包括的な連携に関する協定書」（以下「包括連携協定」という。）第２条第１項第１号に基づき、乙の管理する施設への帰宅困難者の一時的な受入れについて、次のとおり細目協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害が発生した場合において、甲が行う災害対策に対する、乙の協力内容等について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）乙の所有する施設

ア　千葉市中央区南町１丁目３番１号に所在するＪＦＥ体育館の施設内の以下に掲げる区画

・２階多目的アリーナ及びその観客席部分

・１階柔道場

イ　千葉市中央区宮崎１丁目１５番に所在するＪＦＥみやざき倶楽部の施設内の以下に掲げる区画

・１階大ホール「ミューズホール」

・１階和室宴会場「利根」「夷隅」

（協力の要請）

第３条　甲は、災害が発生した場合において、乙に対して協力を要請する必要があるものと判断した場合、電話連絡等可能な連絡手段で乙に通知するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条に基づく要請を受けた場合、乙における業務を継続できる体制を考慮した上で、可能な範囲で協力するものとする。

（協力の内容）

第５条　乙の協力は、次の各号に掲げる内容とする。

（１）帰宅困難者の一時的な滞在を目的とした、第２条第１項第３号に定める乙の所有する施設もしくはその一部の提供及び帰宅困難者への支援

（２）防災関係機関の職員のための休憩場所（以下「休憩場所」という。）の提供

（一時滞在施設としての施設の提供及び公表）

第６条　乙は、甲の要請に基づき、乙において、建物の安全を確認し帰宅困難者の一時滞在施設として受入れが可能であると判断した、第２条第１項第３号に定める乙の所有する施設のうち、乙があらかじめ指定した区画もしくはその一部を、帰宅困難者に対して提供するものとする。

２　乙は、前項に基づき一時滞在施設を提供する場合、次の事項についての帰宅困難者への支援を、可能な範囲で行うものとする。

（１）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ

（２）トイレ、水道水、冷暖房の提供

（３）飲料水、食料、アルミ毛布、及び簡易トイレ等の甲から提供される支援物資の配布

（４）トイレ及びごみの処理等の衛生管理

（５）甲から提供される、道路、鉄道の運行状況等の情報の帰宅困難者に対する伝達

３　第１項に基づく受入れ可能人数は乙が定めるものとする。

４　一時滞在施設の提供及び帰宅困難者に対する支援の期間は、原則として帰宅困難者の受入れ開始から３日間とする。

５　甲は、本条第１項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、乙の同意を得て公表することができるものとする。

（休憩場所としての施設の提供）

第７条　乙は、甲の要請に基づき、休憩場所として、乙において利用可能かつ安全を確認した施設の一部を提供するものとする。

２　前項の提供期限は、防災関係機関の職員が行う対応の状況等を踏まえ、甲及び乙が別途協議して定める。

３　乙が提供する施設は、乙があらかじめ指定した区画とし、受入れ可能人数は乙が定める。

（被害情報の収集・伝達）

第８条　甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

２　甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

（受入れの解除及び提供施設の閉鎖）

第９条　乙は、次の各号に該当する場合、受入れを解除し、提供施設を閉鎖することができ、かつ帰宅困難者及び防災関係機関の職員の退去を求めることができるものとする。

（１）公共交通機関の運行再開等により、甲が一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）非常用電源の燃料枯渇や支援物資の欠乏等の理由により、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断した場合

（３）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断した場合

（４）その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（損害の対応及び賠償）

第１０条　乙が提供した一時滞在施設又は休憩場所において、帰宅困難者又は防災関係機関の職員により損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲及び乙は協議により対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定するものとし、対応の内容を甲に報告するものとする。

２　帰宅困難者又は防災関係機関の職員の故意、又は過失により、一時滞在施設又は休憩場所が損害を被ったとき、甲は賠償の責を負うものとする。

（費用負担）

第１１条　乙は第６条及び第７条に基づき実施した支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（訓練等）

第１２条　乙は、災害が発生した場合に、第６条から第８条までに掲げる対応を迅速に図れるよう、甲が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（支援）

第１３条　甲は、乙が第６条から第８条までに掲げる対応のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、支援を行うものとする。

（協議）

第１４条　本協定に定めのない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期限及び更新）

第１５条　本協定の有効期限は協定締結の日から１年間とし、有効期限の１ヶ月前までに甲乙いずれからも本協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　７年　３月　３１日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千 葉 市
千葉市長　神　谷　　俊　一

乙　千葉県千葉市中央区川崎町１番地
ＪＦＥスチール株式会社
専務執行役員
東日本製鉄所長　永　井　　肇